

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構随意契約公表基準

平成19年12月28日
平成20年3月31日改正
平成20年10月1日改正
平成20年12月25日改正
平成31年3月28日改正
令和元年9月27日改正

(目的)

- 1 この基準は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構会計規程第43条第2項及び第3項の規定により締結した随意契約の公表について、必要な事項を定める。

(公表対象とする随意契約)

- 2 公表の対象とする随意契約は、次に掲げるものとする。
 - (1) 予定価格が250万円を超える工事をさせるとき。
 - (2) 予定価格が250万円を超える製造をさせるとき。
 - (3) 予定価格が160万円を超える財産を買い入れるとき。
 - (4) 賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件を借り入れるとき。
 - (5) 予定価格が50万円を超える財産を売り払うとき。
 - (6) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超える物件を貸し付けるとき。
 - (7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えるものをするとき。

(公表内容)

- 3 公表する内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 契約に係る工事、物品又は役務等の名称及び期間並びに数量
 - (2) 契約責任者の氏名
 - (3) 契約締結日
 - (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - (5) 契約金額及び予定価格並びに落札率
 - (6) 随意契約とした理由
 - (7) 契約相手方が同一所管省の公益法人の場合は、当機構の常勤職員であった者が役員として再就職している数

(公表時期及び方法)

- 4 公表は、当該随意契約を締結した日の翌日から起算して30日以内に、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構のホームページに公開する。

なお、公表は当該随意契約を締結した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年が経過する日まで行うものとする。

附 則

この基準は、平成19年12月28日から施行し、平成19年10月1日以降締結した随意契約から適用する。

附 則(平成20年3月31日一部改正)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月1日一部改正)

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年12月25日一部改正)

この基準は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日一部改正)

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月27日一部改正)

この基準は、令和元年10月1日から施行する。